

さぬき市健康増進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体関係者
- (5) 行政関係担当者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置目的が達成されたときまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部国保・健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会の会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。